

# 一般社団法人ボディラクゼーション従事者安全・安心機構 会員規程

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人ボディラクゼーション従事者安全・安心機構(以下、「BRSO」という)が規定する会員について必要な事項を定める。

(会員の種類)

第 2 条 会員の種類は、次の 5 種とする。

- (1) 正会員
- (2) 加盟会員
- (3) 登録会員
- (4) 賛助会員

(会員の権利)

第 3 条 会員は、その種類に応じて定款その他で別途定められた権利のほか、次のサービスを受ける権利を有する。

- (1) ボディラクゼーションに関する調査・研究等の報告書の提供
- (2) 会員専用ホームページ及びデータベース等の情報の利用
- (3) BRSOが発行する機関誌等の配付
- (4) BRSOが主催するセミナー等各種行事への優先的参加
- (5) その他関連情報の提供等

(会員の義務)

第 4 条 会員は、入会金及び会費として、その種類に従い、会費規則に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費の計算期間は 1 年とし、毎年 1 年分を先払いするものとする。
- 3 本規程に定める会費は、理事会が別に定める会費等納入に関する細則に基づき、納入するものとする。
- 4 BRSOが特別の費用を必要とする場合、理事会の議決により正会員から臨時会費を徴収することができ、その場合、当該会員は、BRSOに対し、臨時会費を納入しなければならない。
- 5 会員は、この規程のほか、法令、定款、及び理事会の定めるその他の規程・細則等を遵守しなければならない。
- 6 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかにBRSOへ届け出なければならない。

(会員への告知)

第 5 条 BRSOの会員への告知は、原則として書面又は電磁的方法にて行うものとする。

## 第 2 章 正会員及び加盟会員

(定義)

第 6 条 正会員は、定款第2章で定めるところの社員をいう。

2 加盟会員は、BRSOの目的と事業内容を認識し、BRSO運営の基盤を支えるとともに、ボディリラクゼーションを通して社会全体の利益の増進に寄与する事業の推進者又はその理解者であるとして、各々、所定の手続を経て、入会を承認された法人または個人をいう。

(会員種類の変更)

第 7 条 加盟会員は、所定の手続に従い、正会員へ会員種類の変更を行うことができる。

2 正会員は、所定の手続に従い、30 日以上前に予告し、加盟会員へ会員種類の変更を行うことができる。

(会員資格の喪失)

第 8 条 正会員及び加盟会員は、退会によりその資格を喪失し、前条の会員種類の変更により、変更前の資格を喪失する。

(除名)

第 9 条 加盟会員について、理事会が除名することができる場合は、加盟会員が次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 法令、BRSOの定款その他の規程・細則に違反した場合
- (2) BRSOの名誉を毀損し、または本法人の目的に反するような行為
- (3) その他加盟会員としての資格をみたさないと認められる場合

2 前項の事由に基づき加盟会員を除名する場合、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の理事による議決に基づくことを要する。

## 第 3 章 登録会員

(定義)

第 10 条 ボディリラクゼーション従事者として高度な専門的知識と経験に裏付けされた技能、さらに高い職業倫理を備え、かつ、BRSO所定の登録認定要件を満たすものとして、BRSOの定める手続に従い、BRSO登録者名簿に記載された個人を登録会員とする。

(会員資格の喪失)

第 11 条 登録会員は、登録期間の満了、退会により登録会員としての資格を喪失する。

(除名)

第 12 条 登録会員について、理事会が除名することができる場合は、登録会員が次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 法令、BRSOの定款その他の規程・細則に違反した場合

- (2) BRSOの名誉を毀損し、または本法人の目的に反するような行為
  - (3) その他登録会員としての資格をみたさないと認められる場合
- 2 前項の事由に基づき登録会員を除名する場合、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の理事による議決に基づくことを要する。

#### 第 4 章 賛助会員

(定義)

第13条 賛助会員は、BRSOの目的に賛同した企業その他の団体であつて理事会が認めたものとする。

(会員資格の喪失)

第14条 賛助会員は、退会により賛助会員としての資格を喪失する。

(除名)

第15条 賛助会員について、理事会が除名することができる場合は、賛助会員が次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 法令、BRSOの定款その他の規程・細則に違反した場合
  - (2) BRSOの名誉を毀損し、または本法人の目的に反するような行為
  - (3) その他賛助会員としての資格をみたさないと認められる場合
- 2 前項の事由に基づき登録会員を除名する場合、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の理事による議決に基づくことを要する。

#### 第 5 章 補 則

(規程の変更)

第16条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。変更後の規程は第5条の規定により、会員へ告知する。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から適用する。